

廃止措置段階の試験研究用等原子炉施設における 設備の設置、改造等の工事に係る許認可の考え方について

令和元年 12 月 25 日
原子力規制庁

1. 経緯

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）上、試験研究用等原子炉施設においては、当該施設の位置、構造及び設備の変更を行う場合には設置変更許可を受けなければならないこと（法第 26 条第 1 項）、当該施設の工事に着手する前に設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）を受けること（法第 27 条第 1 項）、使用前検査に合格した後でなければこれを使用してはならない（法第 28 条第 1 項）ことが規定されている。

また、廃止措置段階の規制においては、試験研究用等原子炉設置者は、廃止措置計画を定め、その認可を受け廃止措置を講じることとされ（法第 43 条の 3 の 2）、災害の防止上支障がないことをもって廃止措置計画を認可することとしている（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第 16 条の 9）。ただし、廃止措置段階における施設の改造等に際しての設置変更許可・設工認・使用前検査の要否に係る明文の規定はない^{※1}。

これを受け、平成 29 年 3 月 22 日の原子力規制委員会において、日本原子力研究開発機構の高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）や同機構の核燃料サイクル工学研究所の再処理施設（以下「東海再処理施設」という。）においては、廃止措置計画認可後、廃止措置を実施する上で施設の改造又は設置が必要になった場合は、当該改造又は設置については、廃止措置計画において具体的な内容を審査する旨の考えを明確にし、同施設においては廃止措置段階における工事に伴う設工認を要求していない。

以上を踏まえ、廃止措置段階にある試験研究用等原子炉施設に対しても、もんじゅや東海再処理施設の運用実績を参考に、安全上支障がない範囲内において、廃止措置中の規制を合理的に行うための法令解釈を整理した。

^{※1} ここでは試験炉の条項を例示したが、研開炉等の他施設も同様。

2. 設備の設置、改造等の工事に係る許認可の考え方

もんじゅや東海再処理施設の考え方、運用を参考に、廃止措置段階における試験研究用等原子炉施設での施設の設置又は改造の工事については、以下の通り対応する。

- 廃止措置計画の認可を受けた試験研究用等原子炉施設において、廃止措置を実施するために必要な施設の設置、改造等^{※2}の工事を行う場合にあっては、当該工事に着手する前にその具体的事項（設置変更許可及び設工認で必要とされる事項と同等の事項）を廃止措置計画に定め認可を受けることで足りることとし、当該工事に係る設置変更の許可及び届出並びに設工認、これに伴う使用前検査を要しないものとする。
- その際、廃止措置計画に定めた施設の設置、改造等の工事に係る具体的事項については、設置許可基準規則、設工認規則等を参考に、具体的な工事の内容が廃止措置認可基準（災害の防止上支障がないこと）に照らして適切かどうかの判断を行う。
- また、当該設置、改造等の工事に係る施設における保安のための措置（施設定期自主検査の実施等の状況）について、保安検査において確認することとする。

以上

^{※2} 設置、改造等とは、供用期間中に施設の設工認を要する工事と同等の工事とする。